

相農第587号
令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相生市長 谷口 芳紀

市町村名 (市町村コード)	相生市 (28208)
地域名 (地域内農業集落名)	若狭野地区 (西後明)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内には担い手がおらず、農地は個人農家が守っている現状である。
- ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理は、大きな負担となっており課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・野菜等を主要作物としており、維持されるよう努める。
また、担い手への集約化も見据え、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在は中心となる農業者が不在であるが、今後担い手等を中心に集積・集約化を農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で事業への取り組みについて協議を進めていく。水利施設等については、受益者等と連携し、適期に補修・更新対策を行うなど計画的な更新及び維持管理に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ市、県及び●●と連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、委託による実施を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山際や農地で獣害防止柵を設置するなど、農作物被害を軽減するための取組を行う。

⑦担い手及び地区住民が連携協力し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。